

新婚世帯の

結婚新生活 を応援します



一世帯当たり
最大 **30** 万円
助成

※ただし家具・家電購入費は、10万円上限

令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に支払った費用

住居費、住居改修費、引越費用、家具・家電購入費の一部を補助します！

対象

※ 左記を全て満たす方

- ① 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ② 申請時において夫婦いずれかが市内に住所を有している方
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である方
- ④ 夫婦共に市町村税を滞納していない方
- ⑤ 過去に同様の公的制度による助成を受けていない方
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない方

申請期限

令和5年3月31日まで

対象経費

住居費 … 結婚を機に市内の住居を取得または賃借のために要した費用

- ・住宅の購入費、新築の際の工事請負費
- ・住居の賃料・敷金・礼金・保証金・共益費・仲介手数料

住居改修費 … 新たに取得または賃借した住宅、夫または妻が居住している住宅の改修費用

引越費用 … 新生活に伴う転居のため、引越し業者又は運送業者に支払った費用

家具・家電購入費 … 結婚に伴う新生活に使用するために購入した家具・家電類

① 交付申請【申請者】

次の書類に必要事項を記載して申請してください。

共通書類

必要書類	チェック
南相馬市結婚新生活支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）	
婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し	
住民票の写し（夫婦2人の住所が記載されたもの）	
同意書兼誓約書（様式第3号）	
前年度の市税の課税証明書又は所得証明書	
振込先が分かる書類（通帳等）の写し	
【住宅を購入した場合】住宅の売買契約書及び領収書等の写し	
【住宅を新築した場合】住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し	
【住宅を賃借した場合】住宅の賃貸借契約書及び賃貸に要した費用が分かる領収書等の写し	
【住宅を改修した場合】住宅改修の工事請負契約書及び領収書等の写し	
【引越費用がある場合】引越費用に係る領収書等の写し	
【住宅手当の支給を受けている場合】住宅手当支給証明書（様式第2号）	
【家具及び家電購入費を申請する場合】家具・家電の領収書（レシート可）	

② 書類受理・審査・交付決定【市】

市で書類の審査を行います。

審査の結果を「結婚新生活支援事業助成金交付（不交付）決定通知書」により通知いたします。

③ 振込【市】

請求書の内容を確認し、請求された金額を申請者の指定口座へ振込を行います。

④ アンケートの実施【申請者】

申請された皆さまには、受給後にアンケートのご協力をよろしくお願いいたします。
アンケートは市ホームページからアクセスできます。

申請・問合せ先

南相馬市 こども未来部 こども家庭課 こども企画係（東庁舎1階）

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL：0244-24-5215 FAX：0244-24-5740

E-mail：kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp

詳細や申請書のダウンロードは、
市HPを確認してください！

